



学校問題の解決マニュアル

学校問題・弁護士への依頼への Q&A [これまでの相談などで受けた事例]

本資料は、弁護士に依頼しなくても、
親御さんたちが自分たちで学校問題を解決できるように、
役立つノウハウを公開しているものです。

我々にご依頼頂ける場合は、
ノウハウ以上の価値のある仕事をお子様のためにしていく所存です。

学校でのトラブル解決なら

伊藤小池法律事務所

KOIKE ITO LAW OFFICE



よくある質問

Q1. 「いじめ」の被害が甚大ですが、学校がきちんと対応をせず、曖昧にし、子どもが学校に行けなくなりました。弁護士に対応をお願いしたいのですが、私の家には、弁護士に費用を払う経済的余裕がありません。自分で、解決できる方法はないですか？

→ 解決策を見る

Q2. 現在2月であるとして、いじめの解決のために、この時期に学校との話し合いで何か有効なことはありますか。

→ 解決策を見る

Q3. 子供が、学校で「いじめ」によって怪我をしました。一次的にやるべきことはなんですか。

→ 解決策を見る

Q4. 私の中学生の子どもですが、いじめによる不登校が続いています。高校受験で不利益に扱われないか心配です。

→ 解決策を見る

Q5. 私の子どもは他の生徒をいじめています。どうしたら、いじめをやめますか。

→ 解決策を見る

Q1

「いじめ」の被害が甚大ですが、学校がきちんと対応をせず、曖昧にし、子どもが学校に行けなくなりました。弁護士に対応をお願いしたいのですが、私の家には、弁護士に費用を払う経済的余裕がありません。自分で、解決できる方法はないですか？

A1

いじめが原因で、不登校が年間30日（連続ではなく、通算30日）を超えてしまう、いじめで大きな怪我を負った、というような疑いがある場合、学校に、内容証明郵便などで、いじめ防止対策推進法28条1項1号または2号の「重大事態」の通知を行ってください。

これは、決して、濫用的に用いてよいものではないですが、深刻な被害が生じてしまった場合、このような場合には、早急に、学校に対し、徹底的な調査、いじめの解消、を依頼してください。学校に行きたくても行けない、休みが30日を超えそうといった段階で、それが「いじめ」が原因であることが明白であるならば、学校に対し、早期の解決を求めることが大切だと考えます。

あるいは、学校側の動きが悪いと感じたならば、市の教育委員会などに架電し、学校側の対応の改善を求めていくことが大切だと思います。その際、丁寧に架電し、先生を非難するのではなく、感情的にならずに、事実を整理して、早期の解決をお願いしてください。弁護士のHPで、このようなノウハウを公開していることは矛盾と思われるかもしれ

ないですが、わざわざ、弁護士に高い費用を払わなくとも、自身で解決できることもあるのです。

ただ、自身で、解決できるような事件か、弁護士が介入しないと解決が困難であるような事件か、見極めが難しいので、電話で無料相談をしてみてください。5分から15分程度が多いです。相談者に、弁護士伊藤が直接聞いていきます。

次ページ、内容証明の様式(文字数)に注意してください。

内容証明の例

通知書 令和2年3月4日

東京都西区北町1-2-3 南小学校

被通知人 学校長 ●●●●

東京都西区南町4-5-6

通知人 ●●●● 法定代理人親権者 父●●●●

電話01-2345-67xx

通知人は、貴校の5年6組に在籍するところ、同クラスの複数の児童から、●●や●●といったいじめを受け、令和元年12月から学校に通えない状態が続いております。

この点、通知人母は、担任の●●教諭に上記いじめにつき相談してきたものの、本日まで、●●教諭は何ら、いじめに対する指導を行わず、通知人は学校に通えない状況が続いております。このような状況は、通知人の「学校に通う権利」を侵害し、今後、学校で勉強ができないのであれば、回復できない損害の発生が見込まれます。まず、いじめの解決のため、いじめ防止対策推進法28条1項2号の「重大事態」の調査を、本書面をもって求めます。それとともに、一度話し合いをお願いしたいので、お忙しいと思いますが、通知人父親までご連絡を頂きたいと思っております。本件のいじめの証拠として、話し合いの前に、SNSでのやり取りをプリントアウトしたものを提出させていただきます。このなかで、加害児童は(略)

通知書には、28条1項1号または2号の重大事態の調査を求める旨と早期の面談の希望を記載すべきです。(1号生命身体財産、2号年間合計30日欠席)

弁護士、大学教授、臨床心理士等の専門家を入れ、第三者による調査等をお願いすることもあります。実際、当初、いじめがなかったという報告が、弁護士を調査委員会に入れてもらったところ、いじめが発見された、という事例がありました。

A2

費用とも関連しますが、依頼したくても、経済的にどうしても苦しい場合、着手金の分割や費用の一部のディスカウントも行うことがあります(いじめの被害者側や緊急性を要する場合などです)。

「檻樓を纏えど、心は錦」が当法律事務所の弁護士としての矜持なので、学校関係の法的トラブルで困っていて、法律によって解決できる問題なのでしたら、無料電話相談で相談いただければ幸いです。

A3

進級時にクラス替えの要望についても、早めに学校に相談してみてください。クラス替えの要望などについては後続のQAにて回答させていただきます

Q2

現在2月であるとして、いじめの解決のために、この時期に学校との話し合いで何か有効なことはありますか。

A

いじめの被害者の場合、次年度のクラス替えにおいて、加害生徒とクラスが離れるように学校に要請する必要があると考えます。

年度末でのクラス替えでのクラス編成の要望であれば、年度途中のクラス替えより、ずっと容易ですので、早め、早めに学校に相談するのが有効だと考えられます。また、担任とも相性があると考えられるので、事前に、学校に要望も伝えるのは、不登校などの防止に大切なことかもしれないです

(2月3月になると、クラス編成の依頼が数多くきますが、早めに依頼して頂けるとありがたいです。急ぎますが)。



※写真はイメージです

Q3

子供が、学校で「いじめ」によって怪我をしました。一次的にやるべきことはなんですか。

A

まずやるべきことは、**証拠の保存**です。病院に行き、医師の診断書をもらい、あるいは怪我の具合などを写真で撮ってください。

よく、学校との交渉などを秘密録音してよいか聞かれますが、許諾を得たもの以外、例えば、録音禁止とされている校内などの場合、違法性を問われる可能性があるので、誠実に許諾をえるか、メモをとって、確定日付をとるなどの行為を行ってください。

これは、パソコンで、学校とのやり取りの事実を打ち込み、プリントアウトし、郵便局で100円切手を買って、貼り、その日のスタンプをおしてもらおうというやり方で、その日に、そのような話し合いをした、という証拠になるものです。弁護士に依頼するという行為は、お金がかかる行為ですし、迷うところです。

大きな怪我をしたにも関わらず、後で泣き寝入りをしていないためにも、そのタイミングでしかできない、ご自身でできる、証拠の保存を行ってください。

もう一点、現代型の「いじめ」の典型として、SNSによる問題があります。SNSの場合、その写真をスクリーンショット等でとって保存ください。SNSによって、保存期間が変わりますが、消してしまい、保存期間を過ぎ、疎明ができなかったということがありました。悔しい思いは

これ以上してほしくないので、SNSを消す前に証拠を残してください
(SNS 関連についても、当事務所は精通しておりご支援させていただきます)



※写真はイメージです

Q4

私の中学生の子どもですが、いじめによる不登校が続いています。高校受験で不利益に扱われないか心配です。

A1

高等学校の、私学の入試などで、3年間の欠席日数を問われる学校などがあるようです。たとえ学校に行けなくても、フリースクールや保健室、自宅で勉強したことなどを学校側に伝え、欠席数について、何らかの配慮を求めるようお願いしてみてください。

そして、お子様には、頑張っていれば、いつか、どこかで、誰かが、必ず見ているものだ、と教えてください。文科省のHPで、28文科初第770号・平成28年9月14日・不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)を見てみてください。次ページの内容が書かれています。

いじめによる欠席であれば、諦めないで、学校側と話し合い、お子様の行きたい学校に進学できるように応援してください。

28文科初第770号・平成28年9月14日・ 不登校児童生徒への支援の在り方について

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター

等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

3 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のとおりとする。

A2

高等学校の出席日数(欠時数)も同様です。夏休みや冬休み、土日などに補講をしてもらう、あるいは、レポートによって、欠席日数・時間の配慮を学校に求めましょう。

「いじめ」によって、学校に行きたくても、行けない生徒は、自身のできる範囲で「無理をせずに」、学校と交渉し、配慮を求めていくべきだと思います。

あたりまえですが、教師は、児童生徒のためにあり、学校は、児童生徒のためにあるのです。

学校に対して、過度な要求・不当な要求は決して許されない行為ですが、お子様自身の「心や身体」の調子と相談しながら、学校に対して、自分の頑張れる範囲内で、無理せずに、努力を見せていくのが大切だと考えます。そして、学校は、児童生徒が、卒業して、夢を叶えるために存在し、まだ見つかっていなければ、その夢を探すためにあるのです。

どうか学校と協力して、卒業・進学などを実現してください。もちろん、公立・私立を問わず、依頼してくだされば、実現に向けて善処します。



※写真はイメージです

Q5

私の子どもは他の生徒をいじめています。どうしたら、いじめをやめませんか。

A

お子さんに対して、「いじめ」をやめるように強く言い聞かせることと、学生のうちにやるべきことを強く、教え込んでください。早ければ、早いほど良いです。いじめは、他人を傷つけ、時には、人の命を奪い、何も良いことはないのです。誰も得をしません。

そして、いじめをする人間は、「やるべきこと」が見つからない人間なのです。私見ですが、学生のうちのやるべきことは、「勉強」と「部活等」などだと思っています。「部活等」は、運動でも文科系でも、学校の部活でも外部のクラブチームでも何でも構わないです。パソコンでも漫画でも自分の好きなことを見つけ、自分の好きなことに打ち込ませてください。それに夢中になっていれば、いじめが不必要な、いえ、絶対にやってはならないものであると気づくはずです。いじめをしている人間は将来、必ず、後悔する日がくると教えてください。

数学

中学校の教科書と教科書ガイド、それにノートを準備します。教科書の例題を見ないで、解けるようになるまで、何回も繰り返します。場合によっては、答えを写して、理解できるようになるまで、何回も読みます。最終的に、例題⇒基本問題⇒応用問題と繰り返します。教科書と教科書ガイド、それに分からなかったら、学校の先生に質問してみてください。基礎がなかったら、恥ずかしがらずに、中1⇒中2⇒中3と1歩ずつ進んでください(小学校まで戻っても良いと思います。)教科書ガイド以外に高い教材は不要です。

英語

中学校の教科書と教科書ガイド、それに教科書のCD、ノートを準備します。英文を書きながら、音読し、かつ、そのCDを聞きながら、マネして暗記していきます。「音読筆写」というのでしょうか。中学校の教科書を暗記するように、何回も何回も繰り返すのです。日本語も同時にみて、覚えれば、どんどん英語は上達していきます。これも、中1⇒中2⇒中3と1歩ずつ進んでください。教科書ガイド、CD以外に高い教材は不要です。

どのくらいやればよいか

人によって違いますが、1単位(1週間に1時間)は、年間35時間とされているので、週に4時間の科目であれば、 4×35 時間で、140時間というところでしょうか。仮に勉強が苦手で、他人をいじめているであったら、親御さんが付き添って、夏休みや土日でも、勉強をやらせてみてください。いっしょに付き添って、勉強をさせてください。

勉強ができるようになって、成績があがれば、他人に干渉するのではなく、自分をさらに成長するために、自分のエネルギーや時間を使うようになるのではないのでしょうか(他人からの高い評価が、他人に対する寛容さにつながるかもしれないです)。

いじめは絶対にやってはいけないことですが、いじめをやる人間が、いじめ以外の事、勉強や部活等に夢中になれば、いじめは、なくなるのではないのでしょうか。勉強のゴールはなかなか見えづらいですが、コツコツ努力することで、他者から評価され、評価されれば、他人に対する「いじめ」が許されないことであると気づくのではないのでしょうか。どのタイミングでもよいです。

自分の子どもがいじめをしていれば、必ず、辞めさせて、部活や勉強を夢中にさせてください。どのタイミングでも大丈夫です。うちの子は勉強は苦手だから、と言わないでください。新幹線やリニアモーターカーでなくても、各駅停車には各駅停車にしか、降りることができない各停

の駅があり、ゆっくりとした電車でないと、見られない風景があるのです。正しい方向に乗り換えをさせてください。そして、いじめは即、やめさせ、やるべきことを頑張らせてください。また、あたりまえのことですが、被害者に心から謝罪することもマストだと教えてください。子どもの中に、悪いことは悪いと教えてください。



※写真はイメージです

学校の問題については何でも
お気軽にご相談・お問い合わせください

元高校教師の伊藤弁護士と
現代のIT技術に詳しい小池弁護士が
熱意をもって現代の学校問題に対応させていただきます。



弁護士 伊藤 正喜



弁護士 小池 洋介

伊藤小池法律事務所

KOIKE ITO LAW OFFICE

伊藤小池法律事務所



<https://www.koikeitolaw.com/>

☎03-6435-9572

営業時間 平日9:30-21:00 定休日 土・日・祝日